

上北山村監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、住民監査請求に係る監査委員の勧告に対する措置について、上北山村長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成23年9月1日

上北山村監査委員 東 博文
上北山村監査委員 森 脇 郁 雄

(通知内容)

住民監査請求に係る監査委員の勧告に対する措置について（通知）

平成23年6月3日付上監第9号で勧告のあった住民監査請求の監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により措置状況を通知します。

1 勧告に対する措置

勧告の内容	措置状況
(1) 措置すべき事項 ①上北山村研修宿泊施設の指定管理者が負担すべき、平成22年12月10日に「消防用設備点検業務委託料」として支出された前期分157,500円及び平成23年4月8日に支出された、後期分157,500円については、村の責任において損害の補てんに必要な措置を講じること。	①上北山村研修宿泊施設の「消防用設備点検業務委託料」については、平成21年度までは、協定書どおり指定管理者負担でありましたが、平成22年度は指定管理者選定審査会での意見を踏まえ、3月議会へ村負担費用として予算計上し議会の議決を得て支出しました。 協定事項の変更が遅れていたところ、年度内の平成23年3月31日付にて協定事項の変更を行い、当該予算執行の手続きを完了致しましたので、村の当該支出は予算に基づき支出しており、損害は生じていないと考えます。 尚、今後事務処理にあたっては適切に対応いたします。

<p>②上北山村総合案内センター2階の指定管理者から徴収すべき、ガス器具等の修理及び更新以外の事案に関わる、『指定管理者による管理施設における修繕等に係る経費負担基準』に規定されている34,249円については、村の責任において徴収に必要な措置を講じること。</p> <p>③総合案内センター1階及び大台ヶ原物産店については、第三者転貸である。とする事案については、事実関係を確認した結果、第三者転貸であるため、村の責任において適正な改善と運用に必要な措置を講じること。</p> <p>(2) 措置期限 平成23年8月31日</p>	<p>②村の責任において徴収すべく勧告のあった34,249円については、消費税を含めて35,961円を8月16日付にて請求し、8月22日に納付されております。</p> <p>③総合案内センター1階及び大台ヶ原物産店における第三者転貸については、これまで村・指定管理者選定審査会・指定管理者のいずれもが、商工会が商工会会員へ運営委託することが第三者転貸にあたるとの認識がないまま今日に至っておりますが、平成23年4月1日より第三者転貸を解消し、両施設の運営は商工会が直接行う形態に改めました。</p> <p>今後は、指定管理者の選定・運営において透明性が確保される様努めて参ります。</p>
---	--

以 上